

京都市廃棄物減量等推進審議会 第1回京都市事業系ごみ減量対策検討部会
摘 録

【日 時】平成19年5月22日（火） 午後2時30分～午後4時30分
【場 所】KKRくに荘 会議室「比叡」
【出席委員】高月部会長，浅井委員，伊藤委員，郡嵩委員，小坂委員，
植村委員（小堀委員代理），佐伯委員，酒井委員，新川委員，
松本委員，宮川委員

I 開会

高月部会長が開会を宣言。

（高月部会長あいさつ）

本日はお忙しい中お集まりいただき，ありがとうございます。3月27日付けで，市長から「事業系ごみ減量施策のあり方について」の諮問を受け，その審議を行うために，廃棄物減量等推進審議会にて本部会の設置を決定しました。京都市は昨年秋より家庭系ごみに有料指定袋制を導入し，かなりの減量効果を上げています。その中で，事業系ごみはどうなっているのかという声が聞かれます。本部会において事業系ごみの減量について検討してまいりたいと存じます。

（高木部長あいさつ）

部会の皆様，ご出席たまわりありがとうございます。家庭系ごみについては有料指定袋制を導入しましたが，事業系ごみも減量に向けて進捗をはかってまいりたいと考えてございます。事業者の方，収集運搬業者の方にも部会に入っていただきました。よろしくご審議の程，お願い申し上げます。

（事務局より）

市長からの諮問内容確認。

II 議事

- 1 事業系ごみを取り巻く状況と今後の検討課題
事務局より資料1，資料7に基づき説明。

(高月部会長)

「告示産廃」などわかりにくい用語も出てきた。それらも含め、実態の説明をしていただきたい。

2 これまでの事業系ごみ減量化等に関する京都市の取組

事務局より資料2，別添パンフレット『事業系ごみの処理方法』に基づき説明。

(高月部会長)

「告示産廃」は市町村が受け入れてもよいとした産廃であり，処理余力がない市町村は受け入れなくてもよい。京都市はこれまではかなり大らかに受け入れてきたという印象である。現在，京都市の埋立量の半分近くを占めている物に石膏ボードがある。これは告示産廃のどれに該当するのか？

(事務局)

法律上の分類はガラスくず・コンクリートくずとしている。

(新川委員)

この部会は，告示産廃をどのようにしていくのかという話をするのではなく，事業系ごみ減量化対策全体を議論する場ではなかったのか？ 市長からの諮問内容を踏まえ，市民が有意義と思える答申を出すのが任務であるはずだ。

市が受け入れなければ民間に流れるだけだ。それでいいと考えるのか？あるいは事業系ごみ全体の減量を考えていくのか？

(高月部会長)

もちろん全体を考えていく。そのために，まずは京都市の事業系ごみ全体の実態説明をしていただいた。

(浅井委員)

p26，静岡市清水区以外では，有料指定袋による排出で市が収集していると書かれている。これは家庭系ごみと同じように，市が無料で収集しているということか？

（事務局）

ごみ袋料金に、収集運搬・処理・処分費全てを含んでいる。

3 市に搬入される事業系ごみの現状と課題

事務局より資料3に基づき説明。

（高月部会長）

京都市で「もっぱら物」を扱う事業者数は？

（事務局）

京都市では把握してない。京都府に登録している事業者数は百程度。一匹狼で回収している事業者を含めた場合、電話帳に掲載されている状況から推測すると、登録数の倍はいると見られる。ただ、もっぱら物を受け入れている「問屋」的な事業者の数は限られている。市内では大手が数社。小さい事業者はそこに持ち込むという形である。資源化可能なものはできるだけ資源化していきたいと考えており、「もっぱら物」についても資料に記載した。予定している調査の中で、ある程度処理実態を把握していくことができると考えている。

（浅井委員）

p 5は京都市に持ち込まれるごみについての実態か？ 事務局の説明を聞いていると、京都市の処理施設に持ち込まれるごみが減ったらいいいというような印象を受ける。そうではなく、市域全体で発生するごみを減量することを考えていかななくてはならない。

（事務局）

京都市のごみ総排出量をいかに減量化するかが本部会設置の趣旨である。ただ、民間での処理量や処理実態が把握できていないため、本市の処理施設に持ち込まれるごみについての資料のみとなった。今回の調査で民間の実態を把握し、その上で京都市のごみ総排出量をどのように減量していくかご議論をお願いしたいと考えている。

（高月部会長）

非常に大事なご指摘をいただいた。ごみ排出の全体をとらえ、そのうち市が処理している部分、それ以外で処理される部分、という把握をしてい

く必要がある。

- 4 検討すべき施策と実施する調査内容
事務局より資料4に基づき説明。
- 5 事業系ごみ減量対策基礎調査の実施について
事務局より資料5に基づき説明。

（伊藤委員）

今日説明を受けた内容は、市長の諮問内容とずれているのではないかと。諮問事項の第一に「排出事業者のごみ減量に向けた効果的なインセンティブのあり方」が掲げられている。その中で減量・リサイクルをどう位置づけていくか。第二が「事業系廃棄物の市施設での受入のあり方」。この3点（下線を引いた部分）が本部会で議論すべきことだと思われる。

今、長々と説明を受けたが、かえって本部会で議論すべきことがわからなくなり、焦点がぼやけてしまう。

排出事業者と収集運搬事業者の間では、どのような形で料金が上がるのか認識は共有されつつある。今さら料金体系や収集をどうしていくのか議論するのは後戻りしている印象を受ける。

製品容器を必ず回収するように製造事業者に義務づけると一挙に減量が進むだろう。例えば牛乳パック。製造事業者・販売事業者は回収の義務がないため、やろうとしない。条例の中で事業者に義務付けていく等、こういう議論のほうが大事と感じる。

（高月部会長）

もっともなご意見である。ただ、実態がわかっていない。まずはそれをきちんと把握したいということである。料金体系については、現在までに決まっているのは持ち込みごみについてである。料金体系についても、全体のごみ減量対策の1つとして議論していきたい。

（宮川委員）

p14,「全体」欄の「事業所数」の一番下に「20,215」という数字がある。これは京都市全体の事業所数なのか？ 違う統計では、80,000 超という数字になっている。後者の数字が正しいのであれば、この調査数は少なすぎるのではないかと。

(事務局)

「20,215」は平成 17 年度に収集運搬事業者から提出していただいた契約先名簿に基づいた契約件数である。80,000 超というのは、事業所統計などの数字と思われる。契約件数とは、テナントビルの場合、複数の店舗が入居しているが、テナントビルで1件とカウントしている。こうした理由から数字が違っている。

(宮川委員)

アンケートはテナントビルに対して行うのか？

(事務局)

排出事業所へのアンケートについては、事業所統計から得られる排出事業所に行いたいと考えている。

(酒井委員)

ごみ等がどのように集まり、どう流れて、どう使われているか・処理されているか、フロー図で把握することが大事である。現状のフロー図、あるべき姿のフロー図を作成し、その差をどう埋めていくのか。事業系ごみのウエイトがやはり高いということであればどのように手を打っていけばよいのか、こういう整理をしていくことが必要だ。大きな分類ごと、厨芥、プラスチック、古紙、木材、ボロなど4類型ぐらいでフローを把握していくことを検討いただきたい。そうすると、フローのつなぎ目のどこが大事なのが見えてくるだろう。それを集中的に調査する等、調査にメリハリをつけていくことも考えたらどうか。

資料4の下に「市関与による事業系厨芥類資源化施設整備の検討」が書かれている。食品リサイクル法の中で、新しい考え方として登場したのは、全体のリサイクルループをチェーン店やスーパーを中心に作っていくという考え方である。それを作る動きが出始めている。京都市においてこういう動きがあるのかどうか？ それを把握した上で、なければ「市関与による…」を考えていけばよいと思われる。

(高月部会長)

短期間に膨大な調査を行う事務局案に対し、的を絞って行ったらどうかというご意見である。これは検討していただきたい。新川委員、許可業者への調査については、聞かれているか？

(新川委員)

聞いている。行政のほうから、本当の生の姿を見たいとの依頼があり、ありのままを見ていただこうと考えている。その趣旨で、組合の事業者に了解を得ている。

(郡嶋委員)

実態がわかっていないのに、細かな調査を行うという変な話になっている。私も酒井委員のご意見と同じで、大まかなマテリアルフローの実態をまず把握すべきだと思う。そうすると、この部分はもっとリサイクルできるのではないかな等、見えてくるだろう。そういう形で調査を進めていただきたい。各調査で何が見えてくるのか？ この調査によってこういうことが見えてくるとわかるように、調査の全体像をまとめ直してほしい。

(佐伯委員)

事業系ごみは一般市民にはわかりにくい。「もっぱら物」という言葉は今日初めて聞いた。「もっぱら業者」の許可が不要になっていることに疑問を持った。それ以外では規制があるため、楽なほうに流れてしまうのではないかな？ 最近、携帯電話の電話番号だけ知らせる「不要品回収業者」の車がかなり走っている。以前、そうした業者に不要のテレビを引き取ってもらったことがあるが、「どこに事業所があるのか？」と尋ねても答えない。「とりあえず、ここに電話してください」としか言わない。「行政の規制をすり抜けるようなやり方をしているのかな？」と疑問がわく。そういう現状について、どのようにお考えなのか？

(事務局)

「もっぱら業者」がどこから生じたのかというと、昭和 45 年に廃棄物処理法ができた時、既存の古紙回収業者等を保護するために、許可がなくても引き続き業務を行えるように設けられた。それが今日まで引き継がれている。町中を走っている正体不明の業者については、「買い取り」であれば廃棄物とならないため規制の対象とならない。「有料引き取り」は許可がないとできない。携帯電話の番号しか知らせず、かつ「有料引き取り」の業者は、無許可の可能性はある。

(郡嶋委員)

p 8-2 に、ごみ処理のフローが掲載されているが、本当にこの通りになっているのか？ 事業系ごみが家庭系ごみに流入している実態がかなり

あると思われる。そういう実態を把握しようとししないのか？

（新川委員）

我々の感触から言っても、事業系ごみが家庭系ごみに混入している実態はかなりあると思われる。事業所統計では80,000超の事業所があるのに、許可業者の契約数は20,000件超とかなり少ないのは、そういう実態もあるからだ。京都は店舗兼住宅が多い。そういう店舗で食品業等を営んでいるにも関わらず、「ごみは出ない」と言い張る事業者がいる。我々は事業系ごみを出している排出事業者には話はできるが、「事業系ごみは出ない」という事業者に対しては話をする糸口がない。

（松本委員）

排出事業者が困るのは、リサイクル物の市況変動と置き場所。市況によって、「買い取り」や「無料引き取り」で来ていただいていたのが、こちらがお金を出さないと取りに来ないようにになったり、変動がある。置き場所は商店街の空き店舗を利用する等、事業者が分別しやすい環境を整えないといけない。分別を徹底すればごみ量は20%減るとというのが実感だ。

（小坂委員）

店舗兼住宅の事業者について、家庭系ごみと事業系ごみの区分徹底をしないといけない。京都市はそういう建物から出されたごみも、全て家庭系ごみとして収集している。

（郡嶋委員）

こうした実態を明確にした上で対策を考えないといけない。さもないと、事業系ごみが家庭系ごみへ流入したり、元に戻ったりするだけで終わってしまい、全体の排出量は下がらない事態を招くおそれがある。

（伊藤委員）

事業系ごみを家庭系ごみとして出している事業者に対して、近隣の我々が「きちんと分けて出すべきだ」とはなかなか言えない。それはやはり行政がきちんと指導すべきだ。「こういうことを続けると罰金を課す」など言ってもらったほうが、我々としてもやりやすい。

（事務局）

今回の調査の中で、店舗兼住宅についても調査を行う予定である。

（松本委員）

ごみ量は景気に連動する。景気が良くなればごみも増えることを念頭において実態把握をしないとイケない。

（伊藤委員）

リサイクル可能物を製造事業者が回収するよう義務付けしてほしい。そうすると景気によってごみ量が増える事態を緩和できるだろう。生ごみ堆肥化を推進する場合は使用先確保が不可欠となる。そういう全体的な骨格的なことを議論していきたい。

（高月部会長）

皆さんのご意見を踏まえ、調査は全体像が見えるような形で進めていきたい。

（植村委員）

調査について色々のご意見が出された。調査結果が本当に実態なのかどうか疑わしくならないように、調査のポイントを明確にして進めていただきたい。

（小坂委員）

質問。P21,「ごみ収集時計量機能付き塵芥車の実用可能性の検討」のところで木津町の名前があがっている。木津町では、この車両が実際に動いているのか？

（事務局）

メーカーに問い合わせたところ、木津町に導入されていると聞いた。それも含めてヒアリングを行いたい。他の自治体においても使用例があると聞いている。

6 審議会の体制と今後のスケジュール（案）

事務局より資料6に基づき、提案。

（事務局）

調査については、本日の議論を踏まえ、進めたい。次回は調査結果がある程度まとまった段階で行いたい。7月末～8月初めを予定している。

(新川委員)

お願いになるが、資料を前もって各委員に送ってほしい。事前に委員に見ていただいたほうが会議はよりスムーズにいくのではないか。

(郡嶋委員)

努力義務ということで、よいのではないか。

(事務局)

今回は第1回目のため資料も多く、当日配布となった。次回以降、努力したい。

(伊藤委員)

現地視察は考えていないのか？ 武蔵野市はまち中にクリーンセンターを設置している。横浜市は色々と対策を行っている。勉強になるのではないか？

Ⅲ 閉会